

Ⅱ 章：教育委員会・学校の実践

1. 教育委員会の実践 — (1) 都道府県教育委員会での取組

群馬県教育委員会における取組

1. SSWを活用した取組の概要

(1) SSW導入の背景

不登校やいじめ等の問題行動の背景には、児童生徒本人の問題だけでなく、家族離散や両親の不和等を要因とした家庭的な問題、児童虐待の問題など、深刻な問題があり、加えて、社会的な背景や家族一人一人が抱える個別の問題が複雑に絡み合っている場合も見られる。そのため、課題解決を図るためには、児童生徒への学級担任等による直接的な指導や、スクールカウンセラー等による心理面でのケアだけにとどまらず、学校が家庭や関係機関と連携していかなければならないケースも多い。

ところが、これまでの学校は、児童生徒のことに关しては教員が責任を負おうとする姿勢が強く、早期解決を図るために関係機関と連携していくという意識や経験が少ないのが現状である。また、連携を必要とする場合の福祉的な面での知識が不足しているという実態も見られる。

このような状況から、不登校やいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、従来のサポートチームの取組をさらに進め、関係機関の連携を図った指導体制の構築に取り組んだり、児童生徒が置かれた環境の問題に働きかけたりすることにより、その効果的な取組内容を明らかにしていくことが課題である。

(2) 経緯

平成19年度文部科学省の新規委託事業「問題を抱える子ども等の自立支援事業」の開始にあたり、上記のような背景を踏まえ、事業の一部として「SSW」に関する調査研究に取り組むことにした。

平成19年 5月 「SSW」の公募

※任用に当たっての要件として、「相談業務等の実務経験がある方」「SSWとしての業務に関心があり、学校や教育委員会等と協働して、児童生徒や保護者の支援に取り組んでいただける方」とした。

7月 5名を任用、研修開始

※平成20年2月まで、通算12回の研修を実施

8月 拠点中学校（5校）への派遣開始

※拠点中学校→「いじめ・不登校モデル事業」拠点校

9月～ 週に2～3回、1回6時間程度、拠点中学校に派遣

※平成20年3月まで、1校あたり平均77回派遣

(3) 変更点

平成20年度文部科学省の新規委託事業「SSW活用事業」の開始にあたり、平成19年度の「SSW」に関する事業の課題から、以下の点について見直すこととした。

①任用条件

学校現場にもある程度精通し、相談技術も必要であることから、SSWの要件を「教育と福祉の両面についての知識と経験を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者」とした。

②任用形態

月ごとに学校からの申請を受け、SSWを派遣するという形態ではなく、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員として任用し、勤務日を週予定表に位置付けられるようにした。

③配置先

派遣する市教育委員会の意向を踏まえ、教育研究所に配置したり、生徒指導総合連携推進事業指定地区や小・中連携に積極的に取り組んでいる地区の中学校に配置したりし、その有効性を検証することとした。

2. SSWの人材、配置形態、職務内容

(1) 人材

○スクールカウンセラーとして応募のあった者の中から職歴、資格等を考慮し、条件に合った5名をSSWとして任用した。

		主な資格等	主な職歴
A氏	女性	社会福祉士、児童福祉司	専門相談員、スクールカウンセラー
B氏	女性	社会福祉士、精神保健福祉士	スクールカウンセラー、セラピスト
C氏	男性	教員免許	公立小中学校教諭、大学講師
D氏	男性	教員免許	大学助教授
E氏	女性	教員免許	高校教諭、スクールカウンセラー

(2) 配置形態

○任用したSSWは教育事務所の所属とし、市町村教育委員会へ派遣するという形態にする。そして、市町村教育委員会から学校等への派遣とする。

○5名のSSWのうち、4名は一つの中学校を拠点に活動し、必要に応じて校区内の小学校や近隣の中学校の問題においても、関係機関との連携を図りながら課題の解決を図れるようにし、他の1名は市教育研究所を拠点とし、市内の全学校の課題に対応できるようにする。

○勤務は、一人あたり、1回6時間、週3回、年35週、または1回8時間、週2回、年35週のいずれかとする。

(3) 職務内容

①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
例) 家庭生活に起因すると思われる問題行動が発生したケースで、家庭訪問を繰り返し、保護者との信頼関係を醸成した後、夫婦間、親子間の家族システムの変更を図るプログラムを実施し、悪循環となっている問題行動が起きる連鎖に歯止めを掛ける支援を行った。
②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
例) 虐待が疑われるケースで、兄弟の通う小学校へ出向いて情報を収集したり、福祉の関係課に見回りを依頼したり、児童相談所から虐待関係の資料を取り寄せたりするなど、関係機関等との調整を図った。
③学校内におけるチーム体制の構築、支援
例) 毎週行われる生徒指導委員会（管理職、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー等）や校内のケース会議に参加し、生徒指導・教育相談のスーパーバイザー的な役割を担っている。
④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
例) 定期的に便りを発行し、思春期における家庭教育の重要性と専門家による子育て支援の必要性について仮想事例を用いて説明し、相談活動の啓発を行ったり、教職員の相談援助活動のスーパーバイズや生徒指導上の支援・援助のコンサルテーションを行ったりしている。
⑤教職員等への研修活動
例) 市内中学校の校内研修において、「SSWの考え方と教育相談演習」をテーマに研修会を実施したり、日常的に言葉の掛け方や話の聞き方等の助言をしたりしている。

Ⅱ章：1. 教育委員会の実践

3. SSWのサポート体制

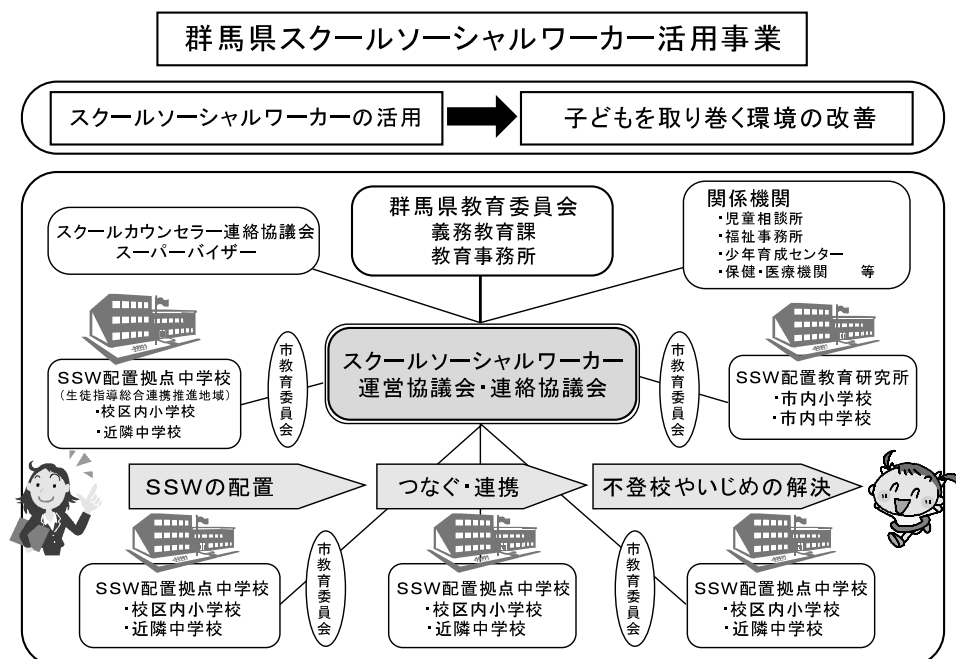
(1) 研修体制

○連絡協議会を年4回実施し、実施上の課題や留意点等について協議・情報交換を行ったり、それぞれが抱えているケースを持ち寄り検討したりすることにより、知識や技能の向上に役立てられるようにしている。

(2) 支援体制

○配置している市教育委員会との連携を密にし、必要に応じてSSWが関係機関へ訪問する際に、市教育委員会指導主事も同行したり、SSWへの支援・援助等を行ったりできる体制を整えている。

4. SSWの推進体制



5. SSWを活用した取組の課題とこれまでの成果

(1) 課題

- スクールカウンセラーとの業務のすみ分けをいかに行うか。明確に線を引く必要はないと考えるが、教職員もスクールカウンセラーとの職務内容の違いや活用の仕方についてにとまどいが見られる場合もあるので、組織の中でそれぞれの専門性を活かせるようなコーディネーターが必要である。
- SSWとして、関係機関と連携を図り、診断や見立てを依頼する際、学校の情報をどのような形で、どの程度の内容を伝えていくことが有効であるのかを明らかにする必要がある。
- 教育研究所に配置の場合や拠点校以外の学校の場合、学校からの要請で面談や家庭訪問を依頼された際、直接的な関係性をもっていないため、介入を図るきっかけや調整についての迅速な対応が必要である。

(2) 成果

- 相談技術と社会福祉の知識を持ち合わせたSSWを任用したことにより、単に相談や家庭訪問を実施するだけでなく、具体的な次の一手を講じることができ（関係機関につなぐ、家庭に働き掛ける 等）、環境の改善につながるケースが見られた。
- 校内における定期的な会議だけでなく、校内外におけるケース会議を開き、SSWが助言することにより、一人一人の参加メンバーの行動目標が明確になり、組織として対応しやすくなった。

大阪府教育委員会における取組

1. 大阪府「スクールソーシャルワーカー配置事業」(H17～19)

(1) SSW導入の背景

平成13年度、大阪府内公立小中学校の不登校児童生徒数は11,523人で、出現率において全国平均を12ポイント上回る状況となった。特に、中学校における「あそび・非行型」の割合は、不登校生徒全体の20%を占める等、非行問題への対応も含めた取組が重大かつ喫緊の課題となっていた。

そこで、中学校へのスクールカウンセラー（SC）の計画的配置等、教育相談体制の充実に図るとともに、いわゆる学校の荒れが「あそび・非行型」の増加に影響を及ぼす例も多いことから、市町村教育委員会の要請によりサポートリーダー（校長OB）や専門家、学生ボランティアからなる学校サポートチームを派遣し、関係機関と連携した問題行動の抑制に努めてきた。

しかし、中学校において顕在化する問題行動や「あそび・非行型」不登校の背景・要因には、小学校時代からの子どもを取り巻く環境が影響を与えているケースも多い。特に、近年、要保護・準要保護児童生徒数の割合が全国平均の2倍を超える等、子どもにとって厳しい生活環境が広がっている。問題行動等の未然防止を進めるためには、SSWの活用による小学校での福祉機関等と連携した児童の環境改善が重要となっていた。

(2) 事業概要

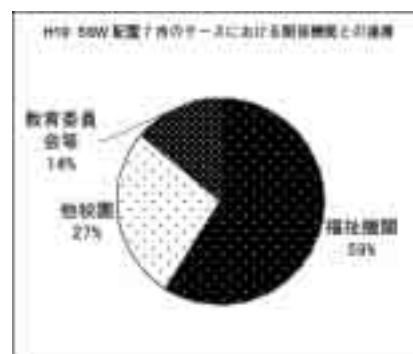
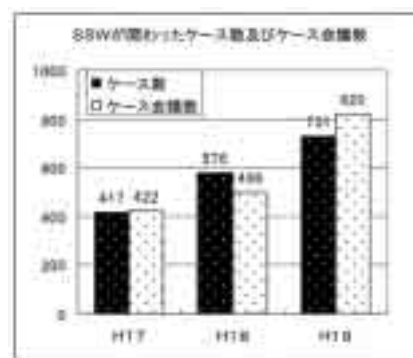
大阪府教育委員会では、平成17年度から府単独事業として「スクールソーシャルワーカー配置事業」を実施した。府内を7ブロックに分け、各ブロックの1市1小学校に社会福祉に関して専門的知識を有する人材をSSWとして配置、以下の3点をねらいとして取組を進めた。

- ケース会議の実施やチームによる支援体制確立等開かれた生徒指導体制の構築
- ケースに応じたアセスメントと連携ネットワーク構築による関係機関との協働の推進
- 福祉的視点からの子ども理解の促進やコーディネート力育成等教職員の資質向上

平成17年度、配置7市を含む14市から始まったSSWの活動は、19年度には府内41全市町村（政令市除く）での活動へと広がった。その約7割が小学校での活動であり、小学校における開かれた生徒指導体制の構築は着実に進んでいる。

また、扱うケースの約8割が不登校や虐待関係であるため、まず、校内ケース会議で情報を共有整理し、状況に応じて児童相談所や市町村福祉部局等の参加する連携ケース会議を実施する等、ケースに応じた関係機関との連携も推進された。

教職員や地域人材の日常的な取組をもとに、SCがカウンセリングを通して児童生徒・保護者の精神的な安定を図り、SSWが福祉機関等と連携し環境改善を図る等のチーム支援や、SSWが福祉機関と福祉的視点をいかした教職



Ⅱ 章：1. 教育委員会の実践

員研修や模擬ケース会議の実施等、多様な活用が配置市教育委員会から報告された。

2. 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」(H20ー)

(1) ねらい

府単独事業の「スクールソーシャルワーカー配置事業」の成果を受け、平成20年度からは文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施し、児童生徒の環境改善のため全市町村での活用推進を図っている。

具体的には、SSWを全市町村に計画的に派遣し、教職員研修やケース会議等での活用を通して、学校と市町村教育委員会・関係機関との連携ネットワーク構築に取り組んでいる。

また、緊急かつ重篤なケースには、SSW・スーパーバイザー（SSW・SV）を集中的に派遣、市町村指導主事及びSSWやSC等とともに緊急チームを編成し、児童生徒及び教職員に対する重層的な支援体制をとっている。

さらに、日常的支援として、SSW的活動を行う地域人材等をSSWサポーターとして市町村教育委員会に委託、拠点小学校に配置し、教職員や福祉機関等と連携し児童生徒等にきめ細かな支援を行うとともに、中学校区での活用や、計画的な研修を通して今後のSSW育成等についても調査研究を行っている。

(2) 勤務形態と役割

SSW・SV、SSW、SSWサポーターの勤務形態と役割等は以下のとおりである。

名称	SSW・SV	SSW	SSWサポーター
活動形態	市町村教委の要請に応じて集中的に派遣	全市町村教委に対して計画的に派遣	市町村教委に委託し拠点小学校に配置
人数	4名	府内7ブロックにチーム（代表）を含め各3名程度	各市町村1名
活動回数	随時	年間30回程度（1回6時間） ※市町村規模により調整	週2回程度（1回6時間）
資格	過去に大阪府教育委員会SSW・SV、SSWとして活動実績のある者（社会福祉士・臨床心理士・精神保健福祉士・弁護士）	社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士及び準ずると認められる者）で、過去に小中学校において相談援助活動等を行った経験のある者	福祉機関等との連携に知識経験があり、小中学校で相談活動経験がある地域人材
役割	○緊急かつ重篤なケースに関する市町村教委・学校への支援 ○SSW及びSSWサポーターへの指導育成 ○SSW・SSWサポーター養成研修プログラムの開発	○学校と市町村教委・関係機関とのコーディネート ○教職員研修での講義・模擬ケース会議等の実施 ○校内・小中合同ケース会議での福祉的視点によるアセスメント・プランニング ○SCとの連携 ○SSWサポーターへの指導助言	○教職員との連携による校内ケース会議のコーディネートや助言 ○教職員と連携した児童生徒・保護者へのチーム支援 ○小中合同ケース会議等中学校区連携ネットワークの推進 ○SCとの連携

Ⅱ 章：1. 教育委員会の実践

3. S S Wを活用した成果と今後の取組

(1) 不登校児童生徒数の減少

大阪府における不登校児童生徒数は、平成13年度をピークに平成19年度まで6年連続で減少している。それに伴い、全国平均と12ポイント差があった中学校の不登校出現率も+4ポイントにまで縮小された。不登校が急増する小6から中1の1年間の増加率も平成17年度より3年連続で3倍を切った。さらに、中学校における「あそび・非行型」不登校の不登校数全体に占める割合もピーク時の20%から14%へと減少した。

こうした成果の要因には、学校や関係機関の地道な取組に加え、S Cによる教育相談体制の充実、小学校段階での問題行動等への早期対応システムの構築と小中連携による継続支援の推進が挙げられる。特に、小学校でのシステム構築にS S Wの果たした役割は大きい。

(2) 今後の取組

①市町村の状況に応じたS S Wの柔軟な活用

大阪府におけるS S Wの活用は、拠点校で教職員と連携して対応する配置型（指定数校の定期巡回型含む）と、市町村教育委員会が必要な学校にそのつど派遣する派遣型に大別される。

配置型の特徴は、管理職や教職員との連携が定期的に保障されていることと、児童生徒の日常生活や教職員の取組を観察・理解し、丁寧な情報収集やアセスメントに基づいた対応ができる点にある。それゆえ、校内ケース会議やチーム支援が充実し教職員との一体感は高まる反面、効果が配置校に限定される恐れがある。S S W配置によってもたらされた校内体制の改革や教職員の意識変革等をまとめ、他校に普及させるための工夫が必要である。

派遣型の特徴は、緊急な状況や関係機関との連携が硬直しているケース等に対して、ピンポイントで支援を行える点にある。これまでの取組を改めて整理し、福祉的視点からアセスメントやプランニングを行うことは不安や徒労感を抱える教職員への大きな支援となる。しかし、深刻な状況になってから関わるため教職員との一体感が薄く、ともすれば評論家的な印象を与えかねない。これまでの学校の取組を理解し、教職員の意識を把握するためにも指導主事との協働は欠かせない。

平成20年度は、各市町村教育委員会がその規模や状況、目的、派遣回数に応じて配置型か派遣型かを選べるよう配慮した。41市町村のうち、配置型が10、派遣型が27、前半は配置型で後半は派遣型といった複合型が4となっている。それぞれの効果をまとめ、今後も市町村教育委員会・S S Wと連携しつつ状況に応じた柔軟な活用を推進していきたい。

②効果検証

平成17年度から始まったS S W事業の成果と課題もふまえ、本事業では以下の6点を効果検証の柱としている。

- ケースマネジメントを行える小学校教員の増加
- 「あそび・非行型」不登校児童生徒数のさらなる減少
- ケース会議等でのアセスメント・プランニングを活用したチーム支援の充実
- 福祉的視点からの小中合同ケース会議の実施等、小中連携の推進
- 学校と市町村教育委員会・関係機関との連携ネットワークの推進
- S S Wの資質向上及び人材育成

「S S Wの資質向上及び人材育成」については、S S Wが機能的に活動している市町村すべてで指導主事との協働体制が確立されていると言っても過言ではない。地域の福祉サービスに精通し福祉的視点からのケースアセスメントを行える専門性に加え、市町村教育委員会の理解と協力のもと、学校文化や教職員の取組を多面的に理解し効果的なプランニングを行える力量こそ、大阪府教育委員会がS S Wに期待するものである。

香川県教育委員会における取組

1. SSW導入の背景

児童生徒が抱える心の問題は複雑化、多様化している。このような問題を解決するために、学校内はもちろん、家庭や専門機関との連携も重要になってきている。しかし、学校で関係者会を開催しても、情報交換のみで終わり、問題解決の方向性が定まらず、学級担任や養護教諭が問題を抱え込んでしまうことも少なくない。

そこで、平成13年度の文部科学省「健康相談活動支援体制整備事業」において、精神保健事例に関わり関係者間の調整を行っているソーシャルワーカーをSSWとして、学校に派遣することにした。

その目的は、SSWを学校に派遣することによって、チームで行う支援の在り方を学校関係者が具体的に学び、様々な問題に対してソーシャルワークで解決を図るとともに、養護教諭や学級担任、教育相談担当者等が、学校内や学校と家庭の連携の在り方、学校外の専門機関の効果的な活用の在り方を研究し、学校全体の教育相談活動の充実を図ることにあった。

また、平成16～19年度は、文部科学省「学校・地域保健連携推進事業」及び「問題を抱える子ども等の自立支援事業」において、SSWの派遣等を実施した。

(1)「学校・地域保健連携推進事業」におけるパイロット校へのSSWの派遣

SSW1名を、パイロット校（中学校）1校に、1日8時間で週2日（年度によっては週1日）派遣した。SSWは、保健室登校や不登校など様々な問題に対して、専門的な立場から支援を行った。

〔取組状況〕

- ・保健室来室生徒への予防的活動や相談活動
- ・相談依頼のあった生徒との面接とケースワーク
- ・保健室・相談室などに別室登校をしている生徒への支援（話を聴いたり、勉強の補助や図書室へ行くなど、一緒にできる活動を行う。）
- ・適応指導教室へ通級している生徒や保護者への支援（適応指導教室に行き、話を聴いたり、体育的活動やゲーム等を一緒に行う。保護者の個別相談等に応じる。）
- ・不登校生徒や保護者への支援（不登校生徒の家庭訪問等を行う。）
- ・教職員への支援（相談依頼のあった教職員との面接とケースワークを行う。）
- ・生徒、教職員、保護者に向けた研修活動

〔成果と課題〕

- 教育相談部会等で生徒の問題への対応について行き詰った時、SSWが調整役として入ることにより、共通の目標が設定され各自の役割分担が明確になり、教員それぞれが自分の専門性を発揮して、自信をもって対応できるようになった。
- SSWから、チーム支援の在り方について学ぶことにより、学級担任や養護教諭が一人で問題を抱え込まず、教育相談部会等で相談しながら、チームで支援する体制づくりができた。それによって、様々な問題に対して教職員だけで問題解決を図るのではなく、外部の専門機関に支援を要請するシステムづくりも可能となった。
- SSWが関わることにより、福祉の専門職の視点から、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー（SC）等と連携した生徒理解をすることが可能になった。
- 支援の必要な生徒が多く、また、継続的な支援が必要である場合もあるため、様々な外部機関と一層連携し、一

Ⅱ 章：1. 教育委員会の実践

人でも多くの生徒を支援できる体制を作っていく必要がある。

- チーム支援を行う際の記録方法を改良し、より効率的で共通理解が図れるものにする必要がある。

(2) 「学校・地域保健連携推進事業」における事例検討会・研修会へのSSWの派遣

県内の小・中・高等学校・特別支援学校からSSWの派遣申請を受け、児童生徒や保護者との面談、校内における事例検討会や現職教育、学校保健委員会等に派遣し、具体的な援助活動への助言を行った。

〔派遣回数（最近2年間の実績）〕

- ・平成18年度 40回
- ・平成19年度 32回

〔成果と課題〕

- 校内の事例検討会が単に情報を共有する場ではなく、誰がどのように支援することが一番大切であるかを話し合い、教員の行動連携が行えるようになった。
- 学校保健委員会で、発達課題に応じた子どもの理解や関わり方について教職員・保護者・地域の代表者がともに学ぶことにより、子どもに対応する力を高めることができた。
- 児童生徒の問題行動などを未然に防ぐために、学校全体で予防的な取組を行う必要があり、外部機関を活用し積極的に連携していく必要がある。

2. 平成20年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」（平成20年度～）におけるSSWの活用

平成20年度からは文部科学省「SSW活用事業」の委託を受け、小・中学校の連携を図るSSW配置事業と、学校の支援体制作りや事例対策検討会等の在り方を研究するSSW派遣事業を実施することにした。また、SSWに対する適切な支援ができるスーパーバイザーの在り方、SSW同士の情報交換の方法、SSWの効果的な配置とその運営方法等を連絡協議会や運営協議会を通して探ることにした。

(1) SSW配置事業

- ・事業目的 中学校区にSSWを常時活動できるよう配置し、小・中学校の連携を進めながら問題を抱える児童生徒の様々な環境に働きかけるとともに、関係機関等のネットワークを活用するなどして、問題解決を図る。
- ・配置地区 県内の3つの中学校区
善通寺市立東中学校区、三豊市立詫間中学校区、多度津町立多度津中学校区
(なお、高松市が主体となっている事業で、2つの中学校区に配置している。)
- ・配置人数 上記の地区にそれぞれ1名を配置 計3名
- ・人選方法 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を持つ者を公募
- ・勤務形態 1日当たり5時間を週5日（年間190日）
- ・勤務場所 校区内の中学校及び小学校

※スーパーバイザー（SV）の派遣

学校現場での経験を有する社会福祉を専門とする大学教員をSVとして1名委嘱し、各地区を月1回訪問してSSWの活動の支援を行う。

(2) S S W派遣事業

- ・事業目的 各小中学校等におけるケース会議や教職員への支援、保護者への講演や児童生徒へのグループワークなどを主な活動内容として希望校に派遣し、支援体制作りの方法や効果的なケース会議の在り方を探る。(資料：配付パンフレット参照)
- ・実施形態 年2回小中学校から派遣希望を取り、提出された派遣申込によって、県教委が委嘱したS S Wを派遣するとともに、緊急に支援を必要とする学校にS S Wを派遣する。
- ・委嘱人数 4名
- ・人選方法 1回から数回の派遣であっても、効果的な取組が進められるよう、学校の現場での指導経験がある大学教員等から県が選定した。
- ・派遣回数 6月末～9月末までに延べ25校に派遣した。10月以降にも、現時点で延べ23校への派遣を予定している。

(3) S S W連絡協議会及び運営協議会

- ・連絡協議会 配置のS S W、派遣のS S W及びS Vが出席して、年3回開催する。
協議では、それぞれの地区におけるケースの検討を行い、それを通して、S S WのスキルアップやS S W同士の連携を強化する。
- ・運営協議会 連絡協議会の出席に加えて、S S Wの配置中学校区の各学校の代表者と第三者の立場でアドバイスできる関係機関の専門家が出席して、年3回開催する。
事業全体の成果や課題等について協議するとともに、県内にS S W活用事業の成果の普及に努める。

(4) 小・中学校生徒指導・教育相談担当教員等研修会

県内の小・中学校生徒指導担当と教育相談担当教員、S CとS S W等を交えた研修会を開催し、それぞれの学校の現状と今後の対応について協議した。

(5) S S Wを活用した取組の課題とこれまでの成果**① S S W配置事業****〔取組状況〕**

- ・地区内の小・中学校や支援センター等の関係機関を計画的に訪問し、情報交換や支援活動を行う。
- ・学年団会等でのケース会や教員研修会で講師を務める。
- ・支援を必要とする家庭を学校の担任等と訪問する。
- ・小・中学校にまたがった事例に対して関わる。
- ・問題発生時に関係機関との連携を図る。
- ・授業にゲストティーチャーとして入り、子どもによりよい友だち関係づくりをねらったグループワークの指導をする。
- ・特別支援を必要とする子どもの保護者と、担任の間を取り持ち、関係機関とつなぎ、支援を行う。

〔成果と課題〕

- 子どもや保護者への相談活動や生徒指導面に対して、S S Wが新しい福祉の視点を教員に与えてくれている。
- 小・中学校の校種をまたぐ問題に対して、その垣根を越えて動いている。
- S S Wが保護者や子どもに対してチラシを作成し配布することで、S S Wに相談を希望する保護者が増えた。
- 地区内の学校でS S Wの活用には差があるため、県や市町の研修会などを通してS S Wの働きについて理解を深め

Ⅱ章：1. 教育委員会の実践

る必要がある。

- S S Wが対応しようとしている問題をもつ子どもが特定視されないよう、配慮が必要である。

〔S V派遣の成果と課題〕

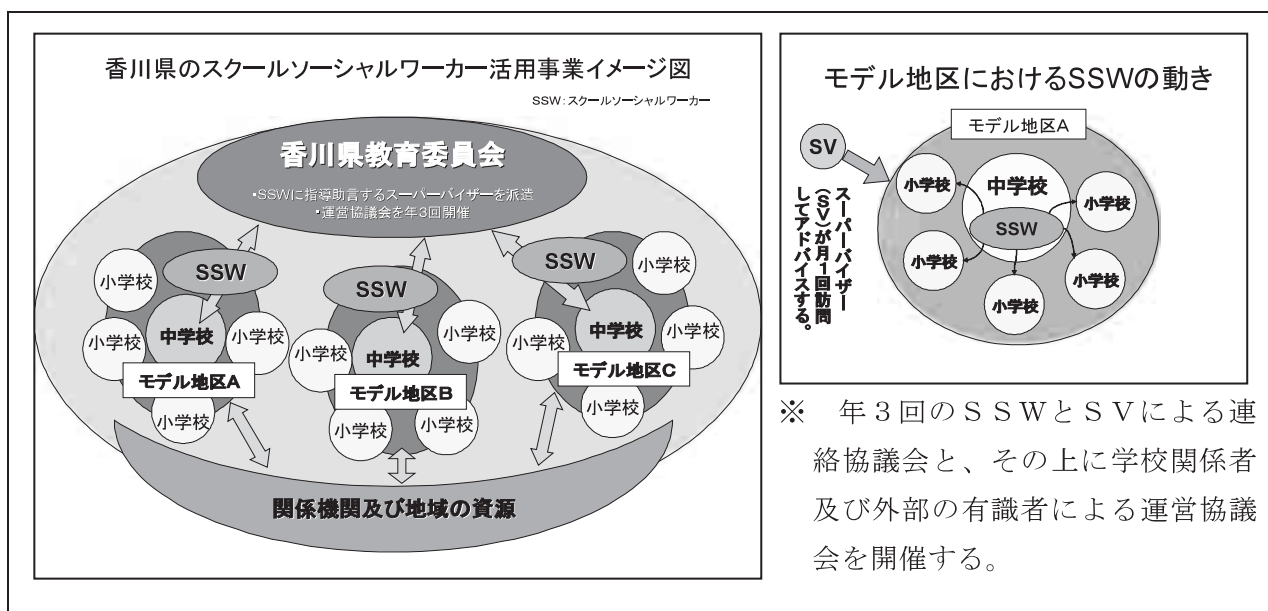
- S Vと定期的に相談ができるので安心感がある。
- 地区別に行われるため、他地区のS S Wの動きや参考にしたい指導助言を共有できない。(グループでスーパーバイズを受けることで対応予定)

② S S W派遣事業

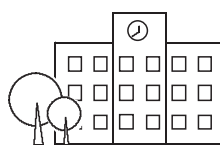
〔成果と課題〕

- 講演会の講師として、不登校の課題の捉え方、不登校児童生徒を取り巻く社会との関連性の見方などについて、参加者の見識を深めた。
- 事例検討会に参加して、当該児童生徒を取り巻く環境について情報を整理することで、それぞれの教員が具体的な目標をもち、支援の在り方が明確になった。
- 研修会の講師として、エコマップ作成を指導することによって、例えば、参加者が家庭の中で父親の居場所が無いことに気付くなどして、リソースの考え方や、そうやってほしい児童生徒のイメージを指導に役立てる方法を学ぶ有意義な研修会となった。
- S S Wをゲストティーチャーにした授業を5、6年生に行い、「友だちのいいところを見つけよう」「人間コピー」のエンカウンターによって、子どもは自分にはないと思っていた「よさ」に気付くことができた。
- ケースによっては経過観察や手立ての後などの継続的な派遣が必要な場合があり、状況を適切に判断して派遣する必要がある。

S S W推進体制構想図



資料 配付パンフレット（SSW派遣事業）



スクールソーシャルワーカーの活用例

学校の委員会(会議)で

○不登校対策委員会

○生徒指導委員会 等

＜支援、アドバイス内容＞

- ・委員会(ケース会)の進め方
- ・課題が見える資料の作り方
- ・共通理解のための基礎
- ・支援体制づくりへのアドバイス
- ・スクールカウンセラーと連携した総合的な見立て
- ・子どもへの具体的な働きかけ
- ・関係機関との連携への手立て

学校の教員に向けて

○現職教育

○校内研修

○学年団会 等

＜相談、講話内容＞

- ・児童生徒への接し方
- ・保護者への対応
- ・課題の捉え方とその解決へ向けて
- ・子どもの中にある資質や資源の見つけ方
- ・子どもが持っている資源の繋ぎ方
- ・コミュニケーションの取り方(演習)



スクールソーシャルワーカー
派遣事業



○OPTA研修会

○保護者懇談会

○教育講演会 等

＜研修内容＞

- ・子どもの元気を引き出す言葉かけ
- ・子どもの中にある資質や資源の見つけ方
- ・生き方を豊かにする視点
- ・環境が子どもに与える影響
- ・問題よりも子どもの可能性を見つける方法

保護者に向けて

○学年団集会

○特別活動、道徳

○生徒会活動 等

＜授業、講演内容＞

- ・元気の素を見つけよう
- ・自分を再発見しよう
- ・ありのままの自分に自信をもとう
- ・自分や友だちを大切にすることは
- ・よりよい友だち関係を作るために
- ・いじめをしないさせないクラス作り
- ・楽しい仲間作り

児童生徒に向けて

※ このパンフレットは、香川県のスクールソーシャルワーカー活用事業におけるスクールソーシャルワーカー派遣事業で小・中学校でのスクールソーシャルワーカー活用の例を示したものです。これ以外にも様々な活用が考えられます。